中部大学競争的資金等の運営及び管理の取扱規程

（趣旨）

第１条　この取扱規程は、中部大学研究倫理委員会規程第２８条の規定に基づき、公的研究費の管理・監査についての取扱に関し、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定、平成２６年２月１８日改正）、中部大学研究倫理委員会規程及び関係諸規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この取扱規程において「競争的資金等」及び「不正行為」とは、次に掲げるものをいう。

一　競争的資金等

競争的資金等とは、中部大学（以下「本学」という。）において、次に掲げる文部科学省等の研究資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(1) 科学研究費助成事業、科学技術振興調整費、その他省庁の競争的資金

(2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

(3) 前２号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び特殊法人等が配分する競争的資金

二　不正行為

不正行為とは、本学の構成員（本学の教職員等をいう。以下同じ。）の競争的資金等の不正使用等（私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等を行うこと。）をいう。

（不正行為に対する基本姿勢）

第３条　競争的資金等における不正行為は、社会に対する背信行為であり、倫理的・社会的責任を全うすることを妨げるもので許されるものではない。本学は、不正への対応が、適正な研究の推進及び支援に資すると考える。

（責任体制）

第４条　本学に、不正行為を事前に防止するための体制として、次の管理責任者を置く。

一　最高管理責任者

本学全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定・周知・実施措置を講じ、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長をもって充てる。

二　統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究倫理委員会委員長として、競争的資金等の運営及び管理について、基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

三　コンプライアンス推進責任者

本学の各研究科、学部、研究所、センター等における競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、各研究科長、学部長、研究所長、センター長等をもって充てる。

また、コンプライアンス推進責任者は、各所属の構成員に競争的資金等の不正防止のために、使用ルールや責任に対する意識向上を図り、適正執行するための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を確実に実施し、受講状況を管理監督するとともに、構成員の競争的資金等の管理・執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

四　事務部門の管理責任者等

(1) 最高管理責任者を補佐し、本学の競争的資金等に関する事務部門の責任と権限を持つ事務部門の管理責任者は、大学事務局長をもって充てる。

(2) 事務部門の管理責任者を補佐する管理副責任者は、研究推進事務部長をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者を補佐し、各所属の実効的な管理監督体制を構築するコンプライアンス推進副責任者は、各学部事務長等をもって充てる。

（コンプライアンス教育）

第５条　コンプライアンス教育は、本学で競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員を対象に実施し、不正行為の内容を理解させ、不正防止対策の理解や意識を高めるために行う。

２　構成員は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務を有し、誓約書を提出しなければならない。

３　コンプライアンス教育は、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が、所属構成員に教授会等の場において毎年度実施する。

（構成員の責務）

第６条　本学の構成員は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、中部大学における研究者の行動規範（平成１９年４月１日制定）に従って誠実に競争的資金等を執行しなければならない。

（ルールの明確化）

第７条　統括管理責任者及び事務部門の管理責任者は、競争的資金等に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図る。

（事務処理の相談窓口）

第８条　事務処理手続及び競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外から相談を受け付けるため、研究推進事務部及び当該競争的資金等の管理部署に相談窓口を置く。

（不正防止計画）

第９条　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、不正防止計画を策定する。

（不正防止対策）

第１０条　統括管理責任者は、不正防止対策の組織的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

２　コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るために、各研究科、学部、研究所、センター等における競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての所属構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理するとともに、不正防止対策を実施し、実施状況を確認する。なお、その実施状況を統括管理責任者に報告する。又、所属構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（不正防止計画の推進）

第１１条　不正防止計画推進部署は、関係各部署と協力して、競争的資金等の運営及び管理に関する実態を把握・検証し、不正防止計画を推進する。

２　不正防止計画推進部署は、競争的資金等の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係各部署と連携・協力し、不正防止計画の進捗管理に努める。

３　不正防止計画推進部署は、研究推進企画室に置き、責任者は統括管理責任者をもって充てる。

（内部監査の実施）

第１２条　内部監査の実施については、中部大学競争的資金等に係る内部監査委員会規程の定めるところによる。

（不正行為の調査）

第１３条　不正行為についての調査は、中部大学研究倫理委員会規程の定めるところにより行う。

（その他）

第１４条　この取扱規程に定めるもののほか、競争的資金等の運営及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

１．この取扱規程は、平成27年２月18日から施行する。

２．中部大学競争的研究資金運営及び管理規程（平成20年４月１日制定）は、廃止する。

附　則

この取扱規程は、平成29年６月21日から施行し、平成29年４月１日から適用する。